

長野市農業委員会 第17回総会議事録

- 1 日 時 令和3年6月30日(水)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時04分
- 2 場 所 会議室203(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1番 善財 良治 2番 池田 昌子 3番 青木 保
4番 曾根 信一 5番 田中 章一 6番 岡村 豊
7番 鈴木 洋一 8番 青木 明夫 9番 小林 清男
10番 村田千代春 11番 佐藤 太吉 12番 小滝 愛子
14番 中島 清 15番 林部 安壽 16番 羽田 悟
17番 中澤 澄夫 18番 関 正和 19番 吉原 俊夫
20番 松田 光平 21番 酒井 昌之 22番 塚田 厚
23番 和田 修 24番 北原 幸平 25番 北村 正彰
- 4 欠席委員
13番 北村 守
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 市川 隆道 主幹兼事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 西澤 忠 係 長 大前 健
係 長 曾根 明美
農業政策課
専 門 員 山口 浩之
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第154号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第155号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第156号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第157号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第158号 非農地決定について
報告第71号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第72号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第73号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
 - (2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第159号 農業振興アクションプラン策定に係るアンケート調査結果及び長野市農業の発展に向けた政策提言について

曾根会長代理 お忙しい中、ご苦労さまです。これから第17回の総会を開会いたします。

65歳以下の方もワクチンの接種が始まるということで、早く全員が接種できるような体制になっていただければと思います。会長代理の曾根ですが本日の進行を努めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしてありますので、ご起立をお願いします。私が、長野市農業委員会憲章1行目の、「長野市農業委員会」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ご着席ください。ただ今から第17回総会を開会いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますのでご確認いただきたいと存じます。本日の総会につきましては、現在の出席委員数は在任委員25名中24名で過半数に達しておりますので農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号13番 北村守委員です。挨拶ですが初めに青木会長よりお願いします。

青木会長 改めまして、皆さんこんにちは。それぞれ農作業、その他含めてお忙しいところ、今日の総会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。本格的な梅雨に入りまして麦の刈り取り、それから一部ではウメの収穫も始まっています。果樹作業においても仕上げ作業に入っておりまして、午後になりますと天気が心配で空を見上げる日がここずっと続いておりますけれども、私どもにとっては水も大切な資源でございます。仲良くお付き合いをしていければいいかなというふうに思っています。

曾根代理からもお話がありましたように新型コロナウイルス感染症の状況でございますけれども、おかげさまで長野県は、一部の地域を除いて小康状態に入っています。特に長野地域においても1人だとか、それから昨日は、感染者なしとありますので、状況としてはいい状況には来ております。私も個人的な話で恐縮ですけど27日に第2回目のワクチン接種が済みました。翌日は体がちょっと重たかったですけれども昨日からは、またフル回転で動いておりますので、思ったよりも大きな負担はなく接種が終わったという状況です。

まだまだ2回目の接種というのはごく一部で、ましてや65歳以上という前提の中でやられていますのでこれからです。そういった面では接種をされた方は、この中では圧倒的に多いので

はないかと思えますけど、自己防衛は当分の間、続けなきゃいけないというふうに思っております。特にこれから地域巡回だとか、諸活動において地域の皆さまがたのお話の中では、つつい畑はウイルスがないから大丈夫という考えであり、やっぱり人が集まったときは必ずマスクの着用を心がけていただければと思っておりますのでよろしくお願いします。

4月におきました凍霜害でございますけども、長野県で今のところの数字では果樹を中心に約19億円の被害が発生しているという報告を受けております。皆さまがたにおかれまして5月の調査会のときに長野市の各地区から被害状況を送ってもらいました。その内容につきましては既に農林部長はじめ長野市議会議員の全員に配布をしました。一部は県の長野地域振興局のほうにも情報として流しております。いずれにしてもこういったデータを活用していきながら対策等々の基にしていければと思っております。

たまたまある所から海外の情報が入りまして、特にヨーロッパもひどい被害が出ているということでございます。ここにも書いておきましたけども、一つはイタリアで、北部のイタリアではなくて南部のシチリア島などの南のほうで、今回はマイナス2度からマイナス5度まで下がったということで、ワインぶどうをはじめ多くの果物が霜でやられたというレポートが出ていました。

それから、フランスではワインの有名な所を中心に約全体の3割ぐらい減収になるのではないかということで、金額的には日本円で約2,600億相当が失われたということです。フランスも同様に3月が暖かい天候だったということで植物の生育が順調に早めに進んでいたところに遅霜でやられたということです。同じくドイツでもやっぱり南部で4月の10日から11日にかけて、これは霜と雹の両方でキウイフルーツやなしに大きな被害が出たとの報道がされていまして。いずれにしても異常気象は全世界的に発生しているということで、そういった面で果樹産業そのものが対策をどうするかということ検討する新たな段階に入ったのではないかなと思っております。

日頃からお願ひしておりますけれども、つい最近も先ほど北部の地区調査会長から、実は若槻の吉の一部に、雹が降ったというようなお話も聞きましてびっくりしたのですが、本当にスポット的な被害が出るように天気で、今日、明日どうなるか分からないということで、いずれにしましてもどんな小さい農業災害でも結構ですから、発生した場合は必ず事務局かそれぞれの調査会長のほうにご一報いただければありがたいと思

っています。ネットワークをぜひ生かしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それから今回の調査会の開催の中で北部、南部、東部の調査会におきまして農業政策課のほうから荒廃農地の利活用の補助金を出しますという制度の説明をいただきました。台風19号被災地区という限定にはなりますが、いわゆる台風で直接受けた被害の農地復興でなくてもよいとのこと。その地域であれば、例えば青地の農業振興地域の中に、ぽつぽつと目を覆うような、荒廃地が発生している所が多々あると思いますが、そういった所の地権者の理解を得ながら、できれば利用権を設定するようなことも含めて、ぜひその再利用、再活用を図っていただきたいと私は思っております。

今まではこういった制度はありませんでした。今回、額的には正直言って300万円にも満たないような予算ですけれども市の単独事業として実施するものでございます。実施期間は5年間ぐらいの年数を考えているそうです。今年こういった制度がスタートして予算の消化率が高ければ当然、来年、再来年、予算は増やしていきますというような形になると思いますので、制度の活用をぜひともお願いしたいと思っております。人・農地プランで、これから地域ではそういったことも含めて話題にしながら有効活用をぜひお願いをしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

話は変わりますが、ローカルな話ですが、先日若穂地区の有害鳥獣対策協議会へ出席しました。今現在、山の有害鳥獣のほうもだいぶ実態が変わってきていて、イノシシが大幅になくなったそうです。確かに私の地元でもイノシシの被害が全く出ておりません。猟友会に捕獲をお願いしたらイノシシの捕獲頭数が半減しているということです。

一方で元気がいいのがサルとニホンジカだそうです。ニホンジカは増えているということで、対策という意味では電気柵が有効だというふうに報告を受けております。それから、ハクビシンやタヌキなどの小動物の被害も結構出ており、モロコシや既に終わっていますサクランボなども相当やられています。また、ウメやアンズがやられたということで、小動物用の檻を事務局で買まして、それを貸し出しているという方式を取っております。それから鳥による被害ですが、特にカラスやモズなどの被害に対しては花火を配ったり、カイト鷹に対しての補助金を出しており、去年だけで160セットの購入報告が出ております。確かに園地を回っていますとあちこちでカイト鷹による対策をしているのがよく分かりました。これも一つのアイデア

じゃないかなというふうに思っています。

最後になりますけども活動記録報告書の件でございます。4月に議員報酬の改定がございまして最適化活動報酬分が加算されるということで施行されておりますけども、その裏付けとしての活動記録ということで、面倒かもしれませんが、それぞれの活動のまとめという意味で、できるだけ分かりやすく書いていただければありがたいと思っております。活動内容が不明なものについて、調査会の時に事務局からそれぞれ農業委員さんだけでなく、最適化推進委員さんにもお返ししています。当分の間そんなことをしながら中身のレベル上げていきたいというふうに思いますので、ご面倒でもご協力よろしくお願いいたします。

今日は農地法で3、4、5条が中心になっており、経基法がございません。できるだけ短時間で終了したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

曾根会長代理 青木会長ありがとうございました。続きまして市川事務局長さんより挨拶をお願いいたします。

市川事務局長 事務局の市川でございます。本日はご多用の中、青木会長はじめ委員の皆さまには第17回総会にご出席を賜りましてありがとうございます。また日頃は農地利用の最適化活動等にご尽力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、新型コロナにつきましては先ほどからお話がありましたように、今後ワクチン接種が進んでいきまして感染拡大の抑制がだんだんなっていくだろうというところではございますが、ただ現下の状況におきましては大人数による各種行事、イベントの開催には、なかなか踏み切るには懸念があるというような状況で、例えば農林部関係の行事では昨年、中止となりました農村いきいきフォーラムですが、こちらは池田、小滝、両委員さんにご参画をいただいているといったところなんです。こちらも今年度も中止の予定というようなことになっております。今後の農業委員会活動におきましても感染状況等を見ながら行事開催の判断をさせていただきたいというふうに考えておりますが、委員の皆さまには大変ご迷惑をお掛けいたしますけれどもご理解、ご協力をお願いしたいということでございます。本日は農地法関係等の議案6件、報告3件でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により会長が議長となっておりますので青木会長に就任していただきます。青木会

長、議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは規定によりまして議長を務めさせていただきます。議事進行がスムーズに進むように皆さまがたのご協力をあらためてお願い申し上げまして、着座で恐縮でございますけれども務めさせていただきます。最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号 11 番 佐藤太吉委員と、議席番号 12 番 小滝愛子委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条に、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議事案件に関しては議案第 158 号 非農地決定において、お手元に配布いたしました別紙 1 のとおり関係委員が議事に参加をすることができない案件でございます。ここで再確認をいたします。この他、本日の議案案件の中で委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者となっている方がございましたらお申し出ください。いませんか。

【該当者なし】

議 長 なしと認めます。それでは次に議案の訂正等を事務局からお願いいたします。

西 澤 係 長 事務局の西澤です。よろしくをお願いいたします。本総会での追加の訂正はございませんが、各地区調査会でご報告いたしました訂正につきまして再度ご報告をさせていただきますのでご確認をお願いしたいと思います。農地法議案本冊の 9 ページをお開きください。議案第 156 号 農地法第 5 条議案の番号 3 番、稲里町田牧の転用案件になりますが、施設欄に記載の駐車場を貸し駐車場へ、また申請事由欄に記載の駐車場の設置を貸し駐車場の設置にそれぞれ訂正をお願いしたいと思います。議案訂正につきましては以上でございます。

議 長 それでは議事に入ります。農地法等に関わる事項について審議を行います。議案第 154 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹 下 主 幹 兼 事務局 長 補 佐 事務局の竹下です。初めに本日の資料になりますが、農地法の議案に係る本冊、それから農振除外に係る意見聴取の別冊、こちらの 2 冊になりますのでよろしくをお願いいたします。それでは着座にて失礼いたします。

議案第 154 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。第 17 回総会農地法等議案の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から 5 ページの 16 番までの 16 件でご

ざいます。内容は所有権移転案件が10件、賃貸借権設定案件が2件、使用貸借権設定案件が4件となります。なお4ページの8番は備考欄に記載のとおり空き家に付随する特定農地であり、令和2年5月29日の総会で空き家取得者が取得する特定農地の指定についてご決定いただいたものでございます。また4ページの12番は農家創設案件です。申請案件の内容につきましては農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない要件について確認したところ該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。本議案は長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番から7番お願いいたします。

関 地区調査会長 　1番から7番のうち1と2が関連案件、3、4番も関連案件です。北部地区調査会において、それぞれ7件とも地域との調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 　続きまして西部地区調査会長から8番をお願いいたします。
岡村地区調査会長 　8番の1件でございますけども調査会で検討いたしました結果、許可条件に適合しており問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 　続きまして中部地区調査会長から9番ということでお願いするわけですが、本日も都合により中部地区の北村調査会長、ご欠席でございますので、同じく中部地区調査会の北原農業委員よりお願いいたします。

北 原 委 員 　中部地区の北原です。今、会長から言われたとおりに本日、北村委員は所用で欠席のため代わりにご報告をします。番号9番は許可条件に適合しており問題ありません。以上です。

議 長 　続きまして南部地区調査会長から10番、11番をお願いいたします。

村田地区調査会長 　南部地区調査会の村田です。よろしくお願ひいたします。10番、11番、同一の受人になります。調査会で検討した結果、下限面積等の条件を満たすため問題ないとしました。以上です。

議 長 　それでは続きまして東部地区調査会長から、12番から16番お願いいたします。

北村地区調査会長 　東部地区の北村です。12番につきましては農家創設ということで、この●●さんが来まして営農計画等話していただいて特

段、問題はないというように判断しました。あと 13、14、15、16 につきましては調査会で検討した中で許可条件に適合するというので特段、問題はないということで判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告についてご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがですか。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでございますので採決に入ります。議案第 154 号について許可することに賛成の方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認できました。よって議案第 154 号は原案どおり可決いたしました。

続きまして議案第 155 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 議案第 155 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。7 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番の 3 件です。1 番は住宅敷地を拡張して通路を設置する転用案件です。2 番は住宅敷地を拡張して資材置き場及び物置を設置する転用案件です。3 番は住宅敷地を拡張して庭を設置する転用案件です。内容につきましては議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議の程お願い申し上げます。なお先月の総会で許可すべきものとご決定いただき県に進達いたしました農地法第 4 条の 3 件の案件は全て許可済みとなっております。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは 1 番から 3 番について各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見のご報告をお願いいたします。初めに西部地区調査会長から 1 番お願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。1 番の 1 件でございますけども許可条件に適合しており問題ないと判断をいたしました。以上でございます。

議 長 続きまして南部地区調査会長から 2 番、3 番をお願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。2 番、3 番いずれも住宅敷地の拡張です。調査会で検討した結果、いずれも許可要件に適合し

ているため問題ないと判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。何かご質問ございますか。

【質疑なし】

議 長 特にはないようでございますので採決に入らせていただきます。議案第 155 号について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成でございますので議案第 155 号は全て許可相当と決定をいたしました。

続きまして議案第 156 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 議案第 156 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。9 ページをご覧ください。番号 1 番から 10 ページの 7 番までの 7 件です。1 番は仮設通路の設置のための一時転用案件で、期間は許可日から令和 3 年 10 月 31 日までとなります。2 番は資材置き場及び駐車場を設置する転用案件です。3 番は貸し駐車場を設置する転用案件です。4 番は事業用倉庫及び駐車場を設置する転用案件です。10 ページをご覧ください。5 番は住宅進入路を拡幅する転用案件です。6 番、7 番については、どちらも自己用住宅を建築する転用案件です。また番号 6 番と 7 番は備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において宅地造成や建物建築のような開発行為を行う場合、必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており許可見込みのあるものでございます。

以上、説明申し上げました申請案件のその他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。なお先月の総会で許可すべきものをご決定をいただき県に進達いたしました農地法第 5 条の 7 件の案件のうち 6 件は許可済みとなっておりますが、開発許可に必要な 1 件につきましては許可書がまだ届いておりませんが口頭で許可相当との回答はいただいておりますので許可は間違いのないものと考えております。

また、本年 1 月の総会において飲食の移動販売車の駐車場として転用の許可決定した案件について、転用目的と異なる内容の工事を行っており県からは是正計画書の提出を求められた案件について、これまでの経過を報告させていただきます。別紙

でお配りしてございます違反転用事案の経過について篠ノ井塩崎と書いてある資料をご覧いただきたいと思います。

まず違反の内容ですけれども、農地法5条において令和3年1月13日に申請、2月9日に許可となった案件について、当初、キッチンカーを置くための駐車場を転用目的として許可が下りたが、転用目的とは異なるペット火葬事業に供する工事に着手し実施しようとしているというものでございます。経過について説明を申し上げます。左側に事業者からの聞き取りで右側が県、市の対応でございます。先に県、市の対応についてご覧をいただきたいと思いますが、本年1月13日、申請を市が受理しております。そして1月25日、南部地区調査会で審議、29日に総会で議決をし、2月9日に農地法第5条による許可が下りたものでございます。

その後、4月21日に当該地の隣に住む方からペット火葬用トレーラーハウスが置かれたとの通報があったため現地確認をしました。その後、現地確認、それから当事者から事情聴取を行い、5月10日に違反転用事案として県へ報告書を提出しました。その後、6月4日に県と市で合同の聞き取り調査を行っております。その段階で県から株式会社●●への是正通知書を通知し是正計画書の提出が求められました。また工事については差し止め指示をされました。そして6月18日に同法人からは是正計画書の提出があり県へ提出したところでございます。そして25日、南部調査会で報告し、30日、本日、総会でご報告ということになります。左側の事業者欄につきましては事業者からの聞き取り、それから是正計画書の、顛末書に書かれた内容を時系列で挙げさせていただいたものでございますので、ご確認の意味でご覧をいただければと思います。

なお今後になりますけれども県が提出を受けた是正計画書、特に追加とか修正等がなければそのまま受け付けということになりまして、今後、変更計画が市の農業委員会のほうに出されてくることになります。それを市の農業委員会で審議し、結果を県のほうへ提出していくという形になりますのでよろしくお願ひしたいと思います。違反転用事案の経過について説明をさせていただきました。説明のほうは以上になりますがよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは本日の農地法第5条についての、それぞれの調査会の補足説明と検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに中部地区調査会から、1番から3番、北原委員さん、お願いします。

北 原 委 員 　中部地区の北原です。番号1番と3番は、周辺農地の営農条

件に支障が生じる恐れがないと認められ、調査会では許可相当と判断をいたしました。

番号2番は、譲受人が産廃業者ですが、使用目的は産廃置場ではなく、鉄などの有価物の資材置場と駐車場であり、地区調査会では、周辺農地の営農への支障があるおそれがなく、転用事業を確実に実施する見込みがあることから、許可相当と判断しました。

しかし、隣接する田を耕作する方から、耕作環境や住環境、景観、通学者への影響等が懸念されるとの意見や、行政に有効活用してもらいたい等の要望がありました。そのため、雨水流出、3mの壁による日照の影響、予定外の物を置かれてしまう等の隣接耕作者が懸念される事項に対し、そのようなトラブルがないことを誓約した文書の提出を申請者へ依頼しましたが、申請者からは「トラブルがあれば誠意を持って対応する。雨水の流出がないようにし、決められた物しか置かない。周囲とトラブルがあれば双方で解決するのは当然のことで、苦情があったからといってわざわざ文書を出させるのはおかしい。許可されたら近隣住民と話し合っって事業を進めるので、今はまだ話し合いができない。」と口頭による回答がありました。

農地法上の許可基準に照らし合わせると、許可相当となりますが、周囲の方への影響がないよう注意し、理解を得てから事業を進めてもらうように申請者へのお願いをいたしましたので、文書はありませんが、電話記録をもって確認したことでしたので、対応報告をさせていただきました。以上です。

議 長 分かりました。ありがとうございます。続きまして南部地区調査会長から4番お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。4番を地区調査会で検討した結果、許可要件に適合し、周りの農地にも影響がない、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 続きまして東部地区調査会長から5番から7番お願いします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。5番につきましては住宅に入る既存の進入路が狭いということで、高齢の方が軽トラックで曲がるのも大変だということで拡幅したものであります。6番、7番につきましては親子の関係で自己用の住宅を建てるという案件になります。調査会で話をした中で周りの農地にも影響がないということで許可条件にも適合しておりまして、特に問題はないということで判断しました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告についてご発言の

ある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。鈴木委員さん。

鈴木委員 すいません。先ほどの篠ノ井塩崎の件なのですけども、ちょっとよく分からないのでこの件についていいですか。

議長 この件についてもいいです。

鈴木委員 よく分からなくて確認になります。まず6月19日に東篠ノ井地区で説明会が実施まで時系列でご紹介をいただいているのですが、結果的にはどういう状況なのですか。このペット火葬事業に供する工事は既に止まっていて、この事業は行われないうという理解でよろしいのですか。

竹下主幹兼事務局長補佐 今現在の状況ですけれども、当初の目的と、許可内容と違った工事をしたという意味で、工事はこれ以上しないようにということで工事を停止してございます。それから今やってることは違反転用になりますので、当然それを目的としてやりたいのであれば県に提出した是正計画書に基づいた変更計画書を出していただいて、それで農業委員会のほうで審議し、いいか悪いか、許可できるかできないかという結論を出して県へまた上げていくということになります。

鈴木委員 分かりました。県にこの是正計画書が出されているわけですよ。これはどういう是正の内容になるのですか。

竹下主幹兼事務局長補佐 是正計画書の中身は実際に許可目的と異なっているという部分についての経過報告と顛末書です。どうしてそうなってしまったかということと、それと今後どうしたいのかっていうものを書いていただいた物になります。

鈴木委員 じゃあ現在進行形ですね。

竹下事務局長補佐 それを県がまだ受け取った段階ですので、そういう状況でございませぬ。

鈴木委員 今現在は、まだ現在進行形で、これからどういうふうになるかっていうのは今の段階だとまだ分かりませぬよっていう理解でいいですか。

竹下主幹兼事務局長補佐 そういうことです。

議長 途中経過報告ということになりますね。それでいいですね。他にいかがですか。よろしいですか。それではご意見もございませぬので第156号の議案についての採決に入ります。議案第156号 農地法第5条の規定に関する許可申請について許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 全員の方のご賛成になりますので議案第156号は全て許可相当と決定いたしました。

続きまして議案第 157 号 農振除外等に関する意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課
山口専門員

農業政策課の山口です。私のほうから議案第 157 号 農振除外等に係る意見聴取についてご説明いたします。着座で失礼します。お手元にお配りさせていただいた、右上に別冊と書いた資料をご覧くださいと思います。1枚めくっていただきまして1ページをご覧くださいと思います。今回の農業振興整備計画の変更ですけれども農振除外が9件、それと軽微変更が1件となっております。進行の方法ですけれども、まずは農振除外9件につきまして一括でご説明申し上げますので、質疑応答等を終わった後に意見決定をいただければと思っております。その後、引き続きまして軽微変更1件について説明、質疑応答とともに意見決定をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは初めに農振除外案件についてご説明いたします。資料につきましては2ページをご覧ください。除外番号1番です。事業計画者及び土地所有者の●●さんですけれども、住宅の進入路、それから駐車場等として既に利用していることから今回は追認となっております。除外申請地につきましては豊野町石字南清水●●及び●●の2筆で地目は畑、除外面積は671㎡。土地改良区の受益地ではなく土地改良事業等の実施もございません。農地法では1種農地の集落接続で転用の見込みはあり。開発許可は建築物がないため許可不要となっております。また除外5要件につきまして全て満たしている状況でございます。

続きまして下段の説明に移ります。事業計画者は自宅に隣接する除外申請申出地を住宅進入路、駐車場及び自宅庭等として利用していますが、農用地区域の変更が必要という認識がなかったため今回改めて申出をするものでございます。続きまして3から8ページになりますけれども、こちらには位置図、配置図、現況写真等を添付しておりますので、またご参考にご覧をいただければと思ひます。

続きまして9ページ、除外番号2です。事業計画者及び土地所有者の●●さんは本来の業務に合わせ部屋の増築と作業小屋を建築し、既に利用しているため追認となります。除外申出地は若穂川田字裏柳原●●で地目は畑、除外面積は158㎡。河原土地改良区の受益地でございますが土地改良事業等の実施はございません。農地法は1種農地ですが既存施設の拡張で転用見込みはあり。開発許可は農家住宅のため許可不要となって

ございます。また除外5要件については全て満たしている状況です。

続いて下段の説明に移ります。事業計画者は母の介護をするため同居する際に母屋のリフォームと併せ、物置として使用していた建物を接続し部屋として利用していますが、作業小屋も別に建築をして利用しております。農用地区域の除外が必要という認識がなかったため今回改めて申出をするものでございます。なお10ページから14ページに位置図、配置図、測量図、また現況写真等を添付してございますので参考にご覧いただければと思います。

続きまして15ページになります。除外番号3です。事業計画者は株式会社●●さんで木材チップ製造業を営んでおり、●●さんが所有する土地を新たに木材置き場として利用するため申出をするものでございます。除外申出地は中曽根●●で地目は田、除外面積は1160㎡。土地改良区の受益地ではなく土地改良事業等の実施もございません。農地法は消極的2種農地と非代替性で転用見込みあり。開発許可は都市計画区域外にございますので許可不要となっております。除外5要件は全て満たしている状況です。

続いて下段の内容説明に移ります。事業計画者は主に木材チップの製造業を営んでおり既存敷地は工場、倉庫、駐車場等として利用していますが、今回、事業拡大により加工用の原木を保管、乾燥するための木材置き場が必要となったことから申出地を除外し、隣接する中曽根●●、こちらは白地になりますが、こちらの農地と併せて転用を計画したものでございます。なお16ページから17ページには位置図、計画平面図等を添付してございますのでご参考にご覧をいただければと思います。

続きまして18ページに移ります。除外番号4です。事業計画者の●●さんと妻の●●さんは、祖父の●●さんが所有する土地に農家分家住宅を建築するため申出をするものです。除外申出地は篠ノ井杣淵字杣淵東●●、地目は畑、除外面積は333㎡。下堰土地改良区の受益地ですけれども土地改良事業等の実施はありません。農地法は1種農地ですが集落接続及び非代替性で転用見込みあり。開発許可は農家分家住宅でありますので許可が必要ですがけれども許可の見込みはありとなっております。また除外5要件は全て満たしている状況です。

続きまして下段の内容説明です。事業計画者は篠ノ井地区で稲作、果樹を8,000㎡ほど耕作している祖父母及び両親の農家を手伝い継承する意向があるが、家族が増えたことで同居している両親宅が手狭となったことから隣接地である除外申出地

において農家分家住宅を建設するものでございます。なお両親が持っております実家につきましては長男が後継をしていく予定となっております。19 ページから 21 ページまでには位置図、配置図、立面図等を添付しておりますので参考にご覧いただければと思います。

続きまして 22 ページ、除外番号 5 です。事業計画者は日方組組長の●●さんで、●●さんが所有する土地を日方生活センターの駐車場として既に利用していることから追認となります。除外申出地は大岡中牧字日方●●、地目は畑、除外面積は 88 m²。土地改良区の受益地ではなく土地改良事業等の実施ありません。農地法は 1 種農地ですが既存施設の拡張で転用見込みあり。開発許可は都市計画区域外なので許可不要となっております。

続いて内容説明ですが、事業計画者は集落の公民館である日方生活センターに隣接する除外申出地をセンター利用者用の駐車場用地として利用していますが、農用地区域の変更が必要という認識がなかったため今回あらためて申出をするものです。23 ページから 25 ページにあるのが位置図、現況図、それから現況写真を添付しておりますので、またご覧いただければと思います。

続きまして 26 ページ、除外番号 6 でございます。事業計画者と土地所有者の●●さんが倉庫及び車庫として既に利用していることから追認となります。除外申出地は大岡中牧字日方●●、地目は畑、除外面積は 193 m²。土地改良区の受益地ではなく土地改良事業等の実施ありません。農地法につきましては 1 種農地ですが集落接続及び非代替性で転用の見込みあり。開発許可は都市計画区域外のため許可不要となっております。また除外 5 要件は全て満たしている状況です。

続いて内容の説明に移ります。事業計画者は自宅近くの除外申出地において以前、養豚用の糞を保管するため倉庫を併設利用していましたが、現在は建設業の建設資材、農業資材の保管庫として、また 2 トントラックの車庫として利用をしております。農用地区域の変更が必要という認識がなかったため今回あらためて申出をするものでございます。27 ページから 29 ページには位置図、現況図、現況写真を添付しておりますのでご覧いただければと思います。

引き続きまして 30 ページに移ります。除外番号 7 番です。事業計画者の●●さんは自動車整備業及び中古車販売業を営んでおり、既存の敷地が手狭となったため●●さん所有の土地を駐車場として利用するため申出をするものでございます。除外

申出地は豊野町大倉字梅ノ木●●、地目は田、除外面積は747 m²。土地改良区の受益地ではなく土地改良事業の実施もございません。農地法は3種農地であり原則許可で転用の見込みはありません。開発許可は建築物がないため許可不要となっております。また除外5要件は全て満たしている状況です。

続いて下段の説明へ移ります。事業計画者は自動車整備業及び中古車販売業を営んでおり、既存の営業所敷地が手狭となったことから、営業所から近い除外申出地において駐車場用地を設け自動車25台分を確保するため申出をするものでございます。31ページには位置図、32ページには配置図を添付しておりますので参考にご覧ください。なお調査会のほうでもご意見がありました。隣接をしております西側、●●番地ですけれども、こちらの所有者につきましては現在、営農も継続しておりますけれども農薬散布や草刈りなどの作業に対して一切、被害の申し立てを行わない旨の誓約書を提出しておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして33ページです。除外番号8です。事業計画者の●●さんと妻、●●さんは、●●さんの父、●●さんが所有する土地に農業後継者別棟住宅を建設するため申出をするものです。除外申出地は若穂綿内字田中●●、地目は畑、除外面積は364 m²で土地改良区の受益地ではなく土地改良事業の実施もありません。農地法は3種農地であり原則許可で転用見込みあり。開発許可は農家住宅のため許可不要となっております。除外5要件は全て満たしておる状況です。

続いて下段の内容説明へ移ります。事業計画者は田畑を2,900 m²ほど耕作している両親の農家を手伝い継承していくため、両親宅の隣地である除外申出地に農業後継者別棟住宅を建設するものでございます。34ページから36ページに位置図、配置図、立面図を添付してございますのでご参考にご覧いただければと思います。

続きまして37ページです。除外番号9番です。事業計画者の株式会社●●は●●さん所有の土地を切込碎石場の資材置き場として利用するため申出をするものでございます。除外申出地は若穂牛島字村北沖●●、地目は畑、除外面積は708 m²で川田土地改良区の受益地ですが土地改良事業等の実施はございません。農地法は1種農地ですが既存施設の拡張で転用の見込みあり。開発許可は建築物がないため許可不要となっております。除外5要件は全て満たしている状況です。

続いて下段の説明へ移ります。事業計画者は主に土建資材の製造販売及び砂利の採取販売業を営んでおり、既存の敷地は事

務所、砕石プラント、資材置場等として利用しています。今回、既存の施設だけでは手狭となったことから切込砕石置き場として利用するため申出地を除外するものでございます。38 ページから 40 ページに位置図、配置図、利用状況説明書等を添付しておりますのでご参考にご覧をいただければと思います。農振除外につきましては以上でございますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、農業政策課より農振除外 9 件の内容説明いただきました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいたご意見のほうにまいります。初めに北部地区調査会長から 1 番、3 番、7 番お願いいたします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。ナンバー 1、3、7、いずれも要件を満たしており許可できるものと判断できます。以上です。

議 長 　続きまして南部地区調査会長から 4 番から 6 番をお願いいたします。

村田地区調査会長 　南部地区調査会の村田です。4 番、5 番、6 番ですが地区調査会で検討した結果、いずれも周辺農地に影響を及ぼす恐れがないと思いますので問題ないと思います。以上です。

議 長 　続きまして東部地区調査会長から 2 番、8 番、9 番お願いいたします。

北村地区調査会長 　東部地区の北村です。2 番と 8 番と 9 番についてであります。除外要件等を満たしているということで特に問題はなしということで判断しました。以上です。

議 長 　ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の地区調査会長の報告についてご発言のある方は挙手をお願いいたします。松田委員さん。

松 田 委 員 　9 番に関してなんです、この連絡先の行政書士さんが塩崎でトラブルを起こしている会社の社長さんでいらっしゃるわけですし、この申請そのものが私は疑問に感じるんですけども、うそをついてというか、キッチンカーを配備すると言いながらペット葬祭場をやられた方がこの行政書士さんなんです。除外そのものはいいとしてもその方が申請をしたりする、それに関わっているということが私は疑問に感じるんですが皆さんはいかがでしょう。

議 長 　これに関して事案については東部調査会で、きちっと調べられた回答結果ですね。事務局、これについては何かコメントございますか。

農 業 政 策 課
山 口 専 門 員 　まず農振除外につきましては現在ここも既に砕石場として利用されている所で、確かにかなり規模的な問題があるのですがちょっと手狭になってきているというのは否めないのかな

と思っております。すると今、申出地につきましては現在、農地としての利用がされていない場所、パイプハウスの跡はあるんですけども草ぼうぼうの状態となっておりますので、こちらとすると問題ないかなと思っております。

議 長
市川事務局長

はい、局長。

こちらの●●さんにつきましては、先ほどの違反転用に関しましては当事者、こちらの除外の案件につきましては代理者というようなことで、それぞれ事務局としましては厳正に取り扱ってまいりたいということです。

議 長
市川事務局長
議 長
松田委員
議 長

それぞれ案件対応ですという理解でよろしいですね。

はい。

松田委員さん、それでよろしいですか。

はい。

他はいかがですか。いいですか。それでは意見も出尽くしたようでございますので採決に移ります。議案第157号のうち除外案件について除外することが相当とすることに賛成の方は挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長

ありがとうございます。全員賛成のご確認ができましたので議案第157号は賛成決定いたしました。

続きまして軽微変更の案件に対する説明をお願いします。

農 業 政 策 課
山 口 専 門 員

続きまして軽微変更1件についてご説明いたします。資料41ページをご覧くださいと思います。軽微変更番号1です。事業計画者及び土地所有者の●●さんが申出地の農地に農業用倉庫を1棟建て、農業機械等の保管庫として既に利用していることから追認となります。申出地は大岡中牧字日方●●、地目は畑です。軽微変更面積は110.16㎡。土地改良区の受益地ではなく土地改良事業の実施もございません。農地法は1種農地ですが農用地区域内農地で2アール未満の農業用施設のため届出により見込みあり。開発許可は都市計画区域外のため許可不要となっております。除外5要件についてですけれども1から4までは条件を満たしていることを確認しております。5については軽微変更の場合、変更後も農業用に供することから、土地改良事業等の完了から8年未経過については要件を満たす必要ないため要件からは除いております。

続いて内容の説明です。事業計画者は大岡で15,500㎡ほど耕作をしており、倉庫は以前、蚕小屋として利用していましたが、現在、農業用倉庫としてコンバイン、小型重機、収穫用コンテナ等、農業用資材の置き場として使用しています。農業用区域の用途区分の変更が必要という認識がなかったため今回

あらためて申出をするものでございます。42 ページから位置図、43 ページに現況図、44 ページに現況写真等を添付しておりますのでご参考にご覧いただきたいと思っております。軽微変更につきましては以上でございますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、農業政策課よりご説明いただきました。それでは南部地区調査会長から1番の補足説明並びに検討結果についてのご意見をお願いいたします。

村田地区調査会長 　南部調査会の村田です。農業用倉庫であり問題ないと判断しました。以上です。

議 長 　それではただ今、南部地区調査会長の報告につきましてご発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 　ないようでございますので採決に入ります。議案第157号のうち軽微変更案件について用途区分を変更することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員賛成の確認ができました。軽微変更案件につきましては用途区分変更をすることが相当であると決し長野市長に意見を提出いたします。以上で議案第157号 農振除外等に係る意見聴取についてを終了いたしました。

　ただ今、14時半でございますけれどもどうでしょうか。続けてよろしいですか。15時までありませんのでいいですか。

市川事務局長 　お天気も危なくなってきたので、もしよろしければ、続けて進行をお願いします。

議 長 　では、引き続き議事を進行させていただきます。トイレ、いいですね。続きまして議案第158号 非農地決定について議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 　議案第158号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊の11ページをご覧ください。番号1番から15ページの82番まででございます。非農地決定ですが農地利用状況調査で山林、原野と判定された農地につきましては農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付し、農地所有者から非農地通知交付申請書を提出いただき総会に諮るものでございます。これにより農業委員会の農地台帳へも非農地として反映をさせます。また農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付して法務局で地目変更登記を行うことができます。表の下に集計が載っております。今月ご決定いただくものは山林が36筆で面積が10,465㎡。原野が46筆、面積は20,016.3㎡、併せて

82筆 30,481.3㎡でございます。多くは本年1月に中条地区と信州新町地区の対象者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことから申請があったものでございます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 それでは議案第158号 非農地決定でございますけども、冒頭、申しましたようにこの案件につきましては塚田農業委員さんのご本人の案件でございますので、それを除いてご質問ございましたらお願ひをいたします。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 特にございませんか。それではないようでございますので採決に入ります。議案第158番について塚田委員さんの該当する案件を除いて原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成いただきましたので承認いたしました。

続きまして塚田委員さんが議事に参加することができない別紙1の案件について、質疑採決を行います。塚田委員さん、恐縮ですけどもご退席をお願いいたします。

【塚田委員退室】

議 長 それでは引き続きまして別紙1の案件についてご発言のある方、挙手をお願いいたします。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それではないようでございますので採決に入ります。別紙1の案件につきまして原案どおり決定することに賛成の方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認させていただきました。塚田委員さんの入室を許可します。お願ひします。

【塚田委員入室】

議 長 ありがとうございます。議案第158号は全て原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、報告第71号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第72号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について、及び報告第73号 農地法第4条の規定による農業用施設(2アール未満)の届出についての3件について事務局よりご説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 報告第71号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてご報告申し上げます。17ページをご覧ください。番号10番から18ページの16番までの7件です。農地を農地以外に転

用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届出ればよいことになっています。4条の転用届となり自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、報告第72号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告申し上げます。19ページをご覧ください。番号31番から24ページの51番までの21件です。同じく市街化区域内の届出ですが5条の転用届で農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして報告第73号 農地法第4条の規定による農業用施設(2アール未満)の届出についてご報告申し上げます。25ページをご覧ください。番号1番から4番までの4件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が2アール未満で要件に当てはまる場合は、4条許可は不要ですが農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容については記載のとおりです。書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

以上、報告案件の3件についてご説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

議 長 　ただ今、事務局から報告第71号 第72号及び第73号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがですか。特にございませんかね。

【質疑なし】

議 長 　質問はないようでございますので、報告案件でございましてご了承いただきますようよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

　以上で農地法等に関する事項についての議事が終了いたしました。ここからは、その他農業委員会業務に関わる事項について審議いたします。議案第159号 農業振興アクションプラン策定に係るアンケート調査結果及び長野市農業の発展に向けた政策提言についてを議題といたします。本件につきましては今月の各地区調査会で事務局から説明をいただきました。事務局より各地区調査会での意見と回答状況を含め議案の説明をお願いいたします。

竹 下 主 幹 兼 　議案第159号 農業振興アクションプラン策定に係るアンケ

事務局 長 補 佐 一ト調査結果及び長野市農業の発展に向けた政策提言について説明をさせていただきます。まず初めに農業委員さん、推進委員さんの皆さまにはアンケートにご協力をいただきましてありがとうございました。アクションプランのアンケート調査結果については各調査会でご説明した内容のものを今回、整理してお手元に配布をさせていただきました。各項目の意見を集約させていただいた他、最後に自由記載の意見について該当する項目に移動をさせていただきましたので、内容についてはまたご確認をいただきたいと思います。

続きまして長野市農業の発展に向けた政策提言についてご説明をさせていただきます。A4の2枚物になりますが、これにつきましても各調査会においてご説明をさせていただいたものですが、政策提言の各項目に該当するアクションプランの個別番号を付してございますのでご確認をお願いします。例えば1ページ一番上の項目になります。果樹農家の雇用労働ということで一番最後にナンバー3と記してございます。これはアクションプランのナンバー3、農作業支援の項目に該当します。それから1ページ一番下の項目になりますが、番号の後ろに促進とあるものは現在のアクションプランに政策として取り上げられているものであり政策のさらなる促進をお願いするものです。

また2ページ一番下をご覧いただきたいと思います。追加と記載されておりますが、これは現在のアクションプランに政策として挙げられていないものです。それから3ページ一番上の項目になりますが、県への要請事項とあるものは市の政策というより県に対して要請していくものとして挙げていくものになります。なお調査会でいただいたご意見ですが東部地区調査会においてリンゴ以外のモモ、ブドウ等、果樹振興にも力を入れていただきたいと思いますというご意見より1ページ1の②番、果樹農家の所得向上。それから2ページの4の①番、果樹園地の項目にリンゴだけではなくモモ、ブドウ、ナンバー16、17も加えてございます。また3ページの8の③になりますヘーゼルナッツの取り組みについて、栽培だけではなく加工、販売等の6次産業化への取り組みも併せてお願いしたいということでご意見をいただき、そのように変更してございます。

本日の総会においてご決定いただいたアンケート結果の概要と政策提言を長野市農業振興審議会の事務局である農業政策課に別添の送付文書、A4、1枚物の送付文書を付けて提出し、プランへの反映をご検討いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議

長 ただ今、事務局からご説明いただきました。農業委員さん、それから最適化推進委員の全員の方々、全員100パーセントとはいきませんでしたけども九十数パーセントの意見を出していただきまして相当の幅広い意見が挙がりました。これは事務局のほうで少し時間をかけて整理をさせていただいて相当、見やすくもなりました。併せて昨年度、農業委員、最適化推進委員を対象に果樹振興策及び中山間地の農業振興というテーマで農業委員会としても時間を割いてご議論させていただき、今日、ご提示いただきましたような資料にまとめさせていただきました。これは既に事務局のほうに提出する準備をしておりますけども、本日、ご決定いただきましたら農業政策課のほうに提出をさせていただきます。

さらに7月20日に第2回の長野市農業振興審議会がございます。そこで各農業委員会だけではございませぬ。各関係諸団体さんからもそれぞれの提案内容が出ると思いますので、それら含めてこれから一定の時間をかけて審議し、方向性を決めていくという道筋になりますので引き続きご注目いただければありがたいなというような。いずれにいたしましても多くのご意見をご提出いただきましてありがとうございます。あらためて感謝申し上げます。

前置きはそのぐらいとしまして、皆さんのほうからこの内容につきましてご意見等々ございましたらお願いをいたしますけどいかがでしょうか。よろしいですか。

鈴木委員
議 鈴木委員
鈴木委員

では会長。
鈴木委員。

青木会長の農業政策課長様宛ての、この文書で下の3行ありますよね。下から3行目のアクションプランの策定における参考意見としてプランへのご検討っておりますよね。参考意見って必要ですかね。これは別に策定においてこの反映をご検討いただきますようにでよろしいのではないかと思います。

議 竹下主幹
事務局長補佐
議

なにか事務局からあります？

分かりました。修正させていただきます。

ありがとうございます。じゃあそうさせていただきます。他、よろしいですか。それではご確認をいたします。ただ今、鈴木委員のご意見も含めてこの内容でよろしいという原案に賛成のかたがたの挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 ありがとうございます。全員の賛成を確認させていただきましたのでこの内容で今後、審議会に望んでいきたいと思いま

す。議案第 159 号については原案のとおり決定することといたしました。

以上で本日、予定をいたしておりました議事が全て終わりました。その他、特にございますか。酒井さん。

酒井委員長 その他でいいですか。
事務連絡関係でしたら後にしてください。業務関係であれば。

酒井委員長 いいですか、発言させていただいて。
どうぞ。いいですよ。

酒井委員 私、この頃気になったことがあるのでちょっと発言させていただきたいのですが、私たちが農業委員、あるいは推進委員の一つの義務というか、全国農業新聞の購入があると思うのですが、聞いてみるとまだ購入されてない方もいらっしゃるということ。

調査会ごとに、農業委員さんが何人不購読で推進委員さんはどうなのかということをもとめて出していただくことはできないのでしょうか。そうすれば未購読の方、何人いるっていうのが分かりますよね。私、少なくとも市長から任命されたら全国農業新聞は取るっていうのが当たり前のことだと思っていました。私たちが立候補して当選した当時は有無を言わず報酬から差し引かれていました。ですが最近はそのようになって、自ら購読を希望される方のみの購読であり、どうなのかと疑問に思っているところがあるのですけれども。

議長 分かりました。いいですか。

酒井委員 はい。

議長 では、まず事務局のほうからこれに対してご意見あればお願いします。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。現在長野市の場合、農業委員さんが 15 名と推進委員さん 15 名の方に購読いただいております。地区調査会でご説明させていただきましたが、今回、県の農業会議で、酒井委員さんがおっしゃられたように農業委員さんと推進委員さんについてはぜひ購読してほしいということで購読の促進に向けた方針が打ち出されました。今後、未購読の委員さんには、農業会議で新聞と申込書をお送りするとお聞きしており、ぜひ購読を検討いただければと思っております。事務局からは以上です。

議長 私は会長の立場としても就任した当初にお願いをしましたし、途中でもお願いしたのですが、なかなか 100 パーセントご理解、ご協力いただけないということで私も責任を感じて、正直申し上げまして県の会議で今回の無料購読を提案しま

した。そうしたら県のほうで全県的にやろうじゃないかということで今回そういう動きになりました。今回、取りあえずそういったことで取り組まさせていただきますので、この次には100行くだらうと私も期待しております。それまで心を大きくして待ちたいと思っていますのでご協力、ご理解お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。そういうことで少なからず農業委員さんは100パーセント、今日、この場で決断をしていただければありがたいですね。そんなに屋台骨の崩れるほどの金額じゃありませんし、中身的には私も結構、愛読していますけど非常に充実した内容でございます。新聞が来ないな、いつ来るんだと待ち遠しいぐらい私も楽しみにしておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。今回についてはそういうことでよろしくお願いしたいと思います。他にございますか。

岡村地区調査会長
議 長
岡村地区調査会長

ちょっといいですか。

岡村委員。

今日、会長から豚熱の話がありましたが、皆さん豚熱っていてもなかなか聞き慣れないことだと思うんですが、われわれの年齢から言えば豚コレラというものです。豚コレラと言えば皆さん聞いたことがあるなと思いますが、それが今、イノシシとブタは同類項ですからお互いに感染し合っている状況です。ですから、イノシシが今の豚熱に感染して、発症し死亡している。そういうことで、フィールドからはだいぶ減ってきたという状況だと思います。われわれの地区も安茂里ですけども、今イノシシそのものが見たくても見られないような状況になってきております。これはいいことだと思いますが、今はブタについてはワクチンを注射していますが、要はできるだけイノシシとブタとの境界線をはっきりさせておかないとまた感染する可能性がありますので注意が必要です。以上です。

議 長

岡村調査会長は獣医さんでございますので今、貴重な解説いただきましてありがとうございます。

中 島 委 員
岡村地区調査会長
中 島 委 員
岡村地区調査会長

岡村先生、それはわれわれには影響はないのでしょうか。

ありません。

そうですか。

もう一つ今イヌの狂犬病っていうワクチンがありますよね。これも、去年は途中からできなかつたんですが今年は春先からやっております。今までは6月30日までに狂犬病ワクチンを注射することになっていたんですが、今年は12月31日までとなっています。ですので、秋口にやるのか、それとも病院へ連れて行ってやってもらえればいいんですが、ただちょっと遠い所の人は病院行けって言ってもなかなか難しいものですか

ら、検討しているようです。今、狂犬病は日本では発生してませんが、これはもし発生すれば人獣共通ですから大変なことになります。今人間にやる代わりにイヌにしており、まん延を防止していると、こういうふうを考えてもらえればありがたいです。以上です。

議 長 岡村調査会長、ご説明いただきましてありがとうございます。大変ありがとうございました。おかげさまで議事につきましてはスムーズにさせていただきましたことができました。それでは私、議長の座を退任させていただきます。ありがとうございます。

曾根会長代理 青木会長、議長の役、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に、こっちのその他に移ります。本日の議事全体を通して委員の皆さまから何かございましたらお願いいたします。よろしいですか。なければ最後に事務局から今後の日程の説明を含めてお願いいたします。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。お手元にお配りをしている次第をご覧くださいと思いますが、次第に今後の日程ということで載せてございます。次回、第18回総会におきましては7月30日の金曜日、午後1時半から3時半までの予定で行います。場所はこちらの会議室203になりますのでお願いいたします。それから裏面をご覧くださいと思いますが、上段に地区調査会の7月の状況を載せてございますので、またご覧ください。下段に今後の会議日程一覧ということで載せてございますが、2番にあります管内視察研修が来週、7月9日の金曜日になりますが、皆様のご協力をお願いいたします。

それから局長の挨拶にもありましたが、6番の北信5市農業委員会研修会ですが、こちらは北信の5市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、長野市で、開催市を持ち回りしておりまして毎年8月の下旬に研修会と親睦を兼ねた交流会、懇親会を行っていますが、昨年はコロナの状況があまりよろしくなく見送ったところであり、現在、他4市に今年度どうするか照会をかけており、状況によっては見送る可能性があるということでご理解いただければと思っております。

会議日程等につきましては、以上になります。

曾根会長代理 ありがとうございます。以上で第17回の総会を終了いたします。皆さま大変お疲れさまでした。